

国民年金のゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

国民年金基金

National Pension Fund



老後まで
トク!

掛金は全額控除で
税金もお得

老後から
ラク!

基本は終身年金

国民年金の保険料を納めている
60歳未満の方が加入できます。

＼ギフトカードを進呈しています／

- ・加入された方に 3,000円相当
- ・増口された方に } 1,000円相当
- ・新規加入者をご紹介いただいた方に


日本麺類飲食業国民年金基金とは

麺類業、飲食業の自営業の方々のため、老齢基礎年金に上乘せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

お申し込み、お問い合わせは

日本麺類飲食業国民年金基金

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-4 麺業会館 4F

 0120-54-3484

TEL : 03-3262-3484 / FAX : 03-3262-3482

受付時間 / 土・日・祝日を除く 9:00 ~ 17:00
ホームページアドレス www.npfa.or.jp



選べる年金タイプ

加入時年齢	1口目	2口目以降
21歳0月～35歳0月	2万円	1口1万円
35歳1月～45歳0月	1.5万円	1口5千円
45歳1月～50歳0月	1万円	1口5千円
50歳1月以上	加入月数に応じる	加入月数に応じる

誕生月の加入を除き
それぞれ加算額をプラス

1口目の年金月額が2万円、2口目以降は1口1万円の年金を基本にしていますが、加入時年齢によって左の表のように区分し、年金月額が設定されています。

これは、同じ給付額では加入時年齢が高いほど掛金も高額になり、加入しにくくなること、また決められた掛金月額の限度内で自由な組み合わせもしにくくなることを防ぐためです。

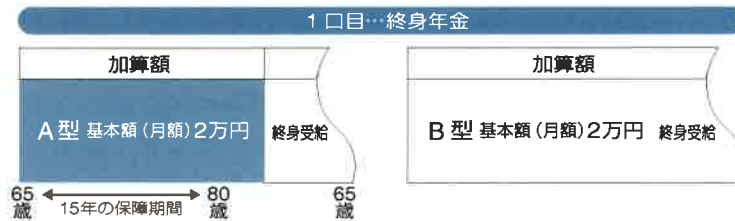
掛金の払い込みは満60歳までですから、相対的に高額な掛金を短期間支払うか、低額を長期間支払うかの違いです。

もちろん、若いうちの加入は積立期間（運用される期間）も長期になるわけですから、早ければ早いほどメリットは大きいと言えます。

1口目は加入の必須条件です

1口目は、A型・B型の「終身年金」のどちらかを選択します。
※保証付きのA型をおすすめします。

(年金月額は35歳0月までの加入を例示しています)

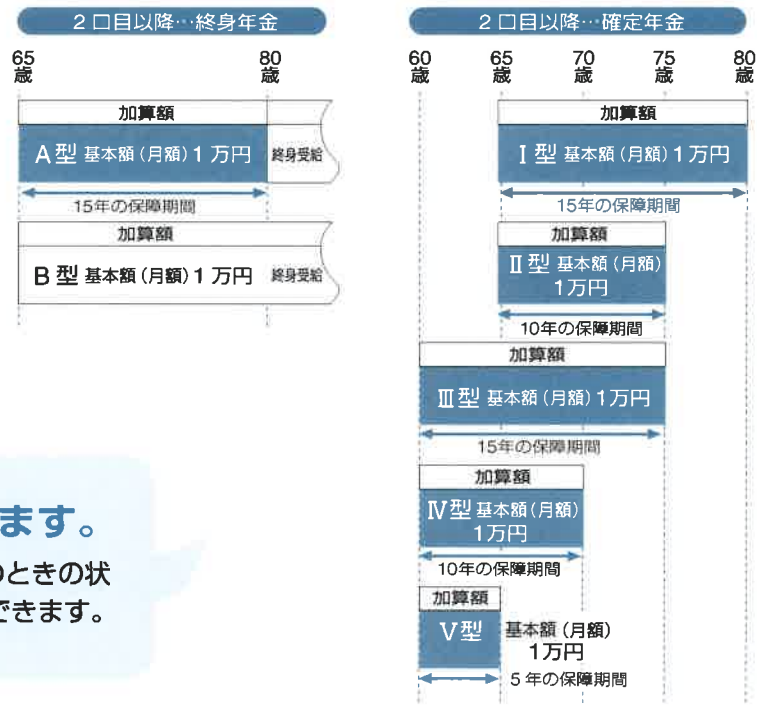


2口目以降が設計できます

2口目以降は、A型・B型の「終身年金」、I～V型の「確定年金」を組み合わせることができます。

★組み合わせには、

- ①年金額（1口目も含む）の半分以上はA型・B型の「終身年金」で設計する。
 - ②掛金の合計が月額68,000円を超えない。
- ……が条件となります。



増口、減口ができます。

2口目以降は、ご自分のそのときの状況に合わせて増口、減口ができます。

掛金月額表

(2014.4.1 改定/単位:円)

加入時年齢	1口目					2口目以降									
	年金月額 (円)	A型		B型		年金月額 (円)	A型		B型		I型	II型	III型	IV型	V型
		男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	男女共通				
20歳0月	基本額 2万円 + 加入時年齢に 応じて加算額	7,020	8,210	6,180	7,830	基本額 1万円 + 加入時年齢に 応じて加算額	3,510	4,105	3,090	3,915	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～21歳0月		7,260	8,490	6,400	8,100		3,630	4,245	3,200	4,050	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～22歳0月		7,520	8,790	6,620	8,380		3,760	4,395	3,310	4,190	2,690	1,860	2,900	2,000	1,040
22歳1月～23歳0月		7,780	9,100	6,860	8,680		3,890	4,550	3,430	4,340	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～24歳0月		8,070	9,430	7,110	9,000		4,035	4,715	3,555	4,500	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～25歳0月		8,370	9,780	7,380	9,330		4,185	4,890	3,690	4,665	2,990	2,070	3,225	2,225	1,155
25歳1月～26歳0月		8,680	10,150	7,660	9,690		4,340	5,075	3,830	4,845	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月～27歳0月		9,020	10,540	7,960	10,060		4,510	5,270	3,980	5,030	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月～28歳0月		9,380	10,960	8,280	10,470		4,690	5,480	4,140	5,235	3,350	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月～29歳0月		9,760	11,410	8,630	10,890		4,880	5,705	4,315	5,445	3,490	2,410	3,755	2,595	1,345
29歳1月～30歳0月		10,170	11,880	8,990	11,350		5,085	5,940	4,495	5,675	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月～31歳0月		10,610	12,390	9,380	11,840		5,305	6,195	4,690	5,920	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月～32歳0月		11,080	12,940	9,800	12,370		5,540	6,470	4,900	6,185	3,955	2,735	4,260	2,945	1,525
32歳1月～33歳0月		11,580	13,530	10,250	12,930		5,790	6,765	5,125	6,465	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月～34歳0月		12,120	14,160	10,740	13,540		6,060	7,080	5,370	6,770	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月～35歳0月		12,710	14,850	11,270	14,200		6,355	7,425	5,635	7,100	4,535	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月～36歳0月	基本額 1万5千円 + 加入時年齢に 応じて加算額	10,005	11,700	8,880	11,190	基本額 5千円 + 加入時年齢に 応じて加算額	3,335	3,900	2,960	3,730	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月～37歳0月		10,530	12,300	9,345	11,775		3,510	4,100	3,115	3,925	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月～38歳0月		11,100	12,960	9,855	12,405		3,700	4,320	3,285	4,135	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月～39歳0月		11,730	13,695	10,425	13,110		3,910	4,565	3,475	4,370	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月～40歳0月		12,405	14,490	11,040	13,875		4,135	4,830	3,680	4,625	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月～41歳0月		13,170	15,375	11,715	14,730		4,390	5,125	3,905	4,910	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月～42歳0月		14,010	16,365	12,480	15,675		4,670	5,455	4,160	5,225	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月～43歳0月		14,955	17,460	13,335	16,740		4,985	5,820	4,445	5,580	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月～44歳0月		16,020	18,705	14,295	17,940		5,340	6,235	4,765	5,980	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月～45歳0月		17,235	20,115	15,390	19,290		5,745	6,705	5,130	6,430	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月～46歳0月	基本額 1万円 + 加入時年齢に 応じて加算額	12,410	14,480	11,090	13,890	6,205	7,240	5,545	6,945	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705	
46歳1月～47歳0月		13,470	15,720	12,050	15,090	6,735	7,860	6,025	7,545	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850	
47歳1月～48歳0月		14,710	17,160	13,180	16,480	7,355	8,580	6,590	8,240	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020	
48歳1月～49歳0月		16,180	18,870	14,510	18,130	8,090	9,435	7,255	9,065	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220	
49歳1月～50歳0月		17,940	20,930	16,110	20,120	8,970	10,465	8,055	10,060	6,370	4,405	6,865	4,745	2,460	
50歳1月以上	加入月数 に応じる	17,940	20,930	16,110	20,120	加入月数 に応じる	8,970	10,465	8,055	10,060	6,370	4,405	6,865	ご加入 できません	

50歳以上で加入した場合の年金額表 ★月額/男女すべての型に共通

50歳1月以降の加入……加入から60歳の掛金支払終了まで120カ月以下であるため、年金額は加入月数に応じた金額となります。下記の表は、誕生月に加入した場合の年金額を計算する際の基礎となるものから、ご参考として作成しておりますので、実際とは若干異なる場合があります。また、それ以外の月に加入の場合にも金額が異なります。詳細につきましては、基金にご連絡下さい。

(単位:円)

加入時年齢	1口目	2口目以降	加入時年齢	1口目	2口目以降
50歳0月	10,000	5,000	55歳0月	4,783	2,392
51歳0月	8,920	4,460	56歳0月	3,793	1,897
52歳0月	7,858	3,929	57歳0月	2,820	1,410
53歳0月	6,815	3,408	58歳0月	1,863	932
54歳0月	5,790	2,895	59歳0月	923	462

平成 25 年 4 月から国民年金に任意加入されている

60歳以上 65歳未満の方も

国民年金基金に加入できるようになりました！

加入できる方は

国民年金基金は、これまで国民年金の保険料を納めている 20 歳以上 60 歳未満の方が加入できる制度でしたが、国民年金法の一部改正により、平成 25 年 4 月 1 日から日本国民に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満で国民年金に任意加入*されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

*国民年金の任意加入制度は、60 歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25 年）を満たしていない場合や、40 年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合、お住まいの市区役所・町村役場に申し出ることによって 60 歳以降でも国民年金に加入することができる制度です。

掛金および年金額

●掛金（月額） (単位：円)

給付の型 性別	1口目		2口目以降		
	終身年金		終身年金		確定年金
	A型	B型	A型	B型	I型
男性	20,300	18,740	10,150	9,370	7,130
女性	23,570	22,890	11,785	11,445	7,130

●年金額（男女共通 1口当たり） (単位：円)

加入時年齢	加入期間	年金額（年額）男女共通				
		1口目		2口目以降		
		A型	B型	A型	B型	I型
60歳0月	60月	60,000		30,000		
61歳0月	48月	47,580		23,790		
62歳0月	36月	35,370		17,685		
63歳0月	24月	23,380		11,690		
64歳0月	12月	11,590		5,795		

※年金額は、加入時年齢（月単位）によって異なり、上記は65歳まで加入した場合のものとなります。
 ※加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。上記年金額は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は100円単位（加入している全ての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ）になります。

国民年金基金は 公的な年金制度であり

★掛金は全額「社会保険料控除」の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

★受け取る年金にも「公的年金等控除」があり、大変有利な扱いとなっています。

税金がこんなに有利！

年金を収めているときは

掛金は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税が軽減されます。

■所得税率表
※復興特別所得税率は所得税率×102.1%として計算
 ※住民税は一律10%

課税所得額	195万円以下	195万円超～330万円以下	330万円超～695万円以下	695万円超～900万円以下	900万円超～1,800万円以下	1,800万円超～
税率	5.105%	10.21%	20.42%	23.483%	33.693%	40.84%

課税所得が400万円の35歳0月の男性で掛金が年額381,300円の方の場合（年金額5万円で加入した場合）

■1口目A型（12,710円）、2口目以降A型に3口（6,355円×3口）加入した場合

年間の掛金…………… 381,300円 × $\left[\begin{matrix} \text{所得税率} \\ 20\% \end{matrix} + \begin{matrix} \text{復興特別所得} \\ 0.42\% \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住民税} \\ 10\% \end{matrix} \right] = 115,991 \text{円}$

実質の負担（年間）… **265,309円** になります。 軽減

65歳から年金を受け取る時も

公的年金等控除の対象となりますので、年金以外に収入がない場合、お一人お一人158万円までは、税金がかかりません。

年金額 136.8万円 (11.4万円×12カ月)	→	控除総額 158万円	=	税金が かかりません
国民年金 (年金月額) + 国民年金基金 (年金月額) 約6.4万円 + 約5万円		公的年金控除 + 基礎控除 約120万円 + 約38万円		課税所得がありません

※国民年金の年金月額の6.4万円は、20歳から60歳までの40年間、保険料を納付した時の平成25年度の満額です。